

公告

次のとおり条件付一般競争入札を行います。（事後審査型）

令和8年9月24日

収支等命令者

佐賀県立嬉野高等学校長 記伊 善弘

1 入札に付する事項

- | | | |
|------------|--------------------------------|-----|
| (1) 品名及び数量 | 万能試験機 | 1 台 |
| (2) 物品の仕様 | 仕様書による | |
| (3) 入札条件等 | 入札条件書による | |
| (4) 納入期限 | 令和9年3月26日（金） | |
| (5) 納入場所 | 佐賀県立嬉野高等学校塩田校舎
建築実習第1棟材料実験室 | |

2 入札参加資格

入札に参加するものは、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要します。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

- (1) 物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規定（昭和41年佐賀県告示第129号）第1条の規定に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有すること。
- (2) 県内企業（県内に本店を有する。県内に支店を有し、県内従業員比率が50%以上又は県内従業員数50人以上。又は誘致企業。）であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (6) 佐賀県発注の契約に係る入札参加資格停止又は指名停止処分を受けている者でないこと。
- (7) 自己または自社の社員が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
(8) 入札参加届を提出していない者は入札に参加できません。

3 入札参加資格を得るための申請の方法

- (1) 2の(1)の資格のないもので競争入札への参加を希望する者は、佐賀県所定の「入札参加資格認定申請書」様式に必要事項を記入のうえ、下記提出場所へ直接持参して提出すること。
- (2) 入札参加資格認定審査を担当する部局の名称及び申請書の提出場所
郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号
佐賀県出納局総務事務センター 用度・車両担当
電話：0952-25-7194 E-mail：soumujimu@pref.saga.lg.jp
- (3) 申請書様式の入手先
総務事務センター用度・車両担当又は佐賀県ホームページ
(<http://www.pref.saga.lg.jp>)

4 入札参加者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、「入札参加届」(様式第1号)、「営業概要書」(様式第2号)を、令和8年10月5日(月)16時までに嬉野高等学校塩田校舎事務室に持参又は郵送(同日時必着)すること。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

また、「入札参加届」を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記入した「入札辞退届」(様式第5号)を書面で提出すること。

5 入札日時及び入札場所等

- (1) 日 時 令和8年10月7日(水)10時
- (2) 場 所 佐賀県嬉野市塩田町大字馬場下甲1418番地
佐賀県立嬉野高等学校塩田校舎管理棟1階 小会議室
- (3) 入札方法 入札者の直接持参による紙入札
- (4) その他 入札書に関する事項は「入札条件書」に記載

6 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第3項第2号により免除する。

イ 契約保証金 佐賀県財務規則第115条第3項第3号により免除する。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札書は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかは問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(3) 入札の無効 次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 当該入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名について誤脱又は判読不可能なものを出した者

エ 1人で2以上の入札をした者

オ 代理人でその資格のない者（代理人が入札する場合は委任状を提出すること）

カ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

（4）入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札参加者の負担とします。

ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

（5）落札者の決定方法

ア 入札金額が入札書比較価格（税抜の予定価格）以下で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とし、直ちに入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有している場合に落札者とする。

イ 落札候補者が入札参加資格を有していない場合には、新たに次の順位の者を落札候補者として入札参加資格の確認を行い、落札者の決定まで同様に繰り返す。

ウ 入札書比較価格（税抜の予定価格）以下で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札候補者を決定する。

この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

エ 第1回目の開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札（第1回目を含め2回を限度）を行う。

（6）詳細は「入札条件書」による。

（7）契約書作成の要否 要

（8）代金の支払方法 適正な請求書を受領してから30日以内

（9）問い合わせ先 佐賀県立嬉野高等学校塩田校舎 事務室 石井

電話：0954-66-2044

E-mail:ureshinokoukou@pref.saga.lg.jp